

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百十八回 真正護憲論のあゆみ（その八）

南出喜久治（令和5年4月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

占領憲法の制定は、GHQの日本占領政策にとつてどのやうな意味があつたかについて述べたいと思ひます。

GHQの占領政策の目的は、一言で言ふと、日本の弱体化です。日本が再び世界に雄飛してアメリカに報復する力を持てないやうにすることです。そのためには、日本人の精神を弱体化させ、さらに武器を持たせないことです。戦ふ気力も戦ふ道具もなくさせてしまへば報復できないと考へたのです。

気力をなくさせるためには、日本悪玉論で日本人を洗脳することであり、そのために極東国際軍事裁判（東京裁判）を断行してあらゆるメディアを通じてこれを喧伝して洗脳しました。

ロシア革命を主導したレーニンは、「その国の青少年に祖国呪詛の精神を植ゑつけ、国家への忠誠心と希望の灯を消すことが革命への近道である。」と言ひましたが、東京裁判は、祖国を呪詛し、国家への忠誠心と希望の灯を消すに充分な仕掛けでした。

報復をさせないためには、まづは人口を減らすことです。敗戦後に多くの将兵が外地から復員してきたことから、当然に人口爆発となります。人口が増えて将来において戦ふことができる者が増えれば、連合軍への脅威になります。そのことを本気でアメリカが考へてゐました。

アメリカでは、いまでもさうですが、キリスト教のカソリックでは中絶に反対であり、もし、アメリカが日本統治において、中絶を推進して人減らし政策を推進したことが発覚すると、アメリカ国内で大きな批判を受けます。しかし、人口爆発による報復の危険を抑制するためには、妊娠、出産、育児の負担を減らせば、経済的により豊かな生活ができるやう喧伝して、人工妊娠中絶を大々的に推進することが必要です。そこで、日本政府が自ら制定させたやうに偽装して、戦前の国民優生法を踏襲した優生保護法（現・母体保

護法）をG H Qが陰で操つて制定させました。

その結果、少しでも贅沢な生活を続けたいといふ目先の欲望を煽り立て、「経済的理由」を口実に胎児を殺す「自由」を認め、女性に対して「自己決定権」といふ胎児虐殺の権限を与へて、中絶を奨励したのです。その結果、現在において、少子化による人口減少に歯止めがかからない事態を生んでゐるのです。

母体保護法第14条は、医師の認定による人工妊娠中絶ができるとを定め、同条第1項第1号には、「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」に該当するときは、本人及び配偶者の同意を得て人工妊娠中絶を行ふことができるとしてゐます。

「身体的理由」がある場合は、医師が判断できますが、「経済的理由」があることをどうして医師が判断できるのでせうか。つまり、生活が苦しいとさへ言へば、胎児殺戮を金儲けの手段としてゐる医師はお金さへ支払へば無条件で中絶してくれるといふことです。

しかし、占領憲法第97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と定めてゐます。ここで言ふ「将来の国民」には「胎児」が含まれます。つまり、胎児にも基本的人権が認められてゐるのです。その胎児を経済的理由を口実にして殺すことは、憲法違反といふことなのです。

いまや、人工妊娠中絶の施術は、保険適用がないので高額報酬の得られる産婦人科医師のドル箱です。他方で、産婦人科医は、不妊治療を行つてゐます。このマッチポンプによる荒稼ぎが公然と認められており、虐殺される胎児は年間数十万人を数へます。この命を救ふことこそが、異次元の少子化対策になるはずですが、軽い言葉が飛び交ふだけ無為無策が続いてゐます。

ともあれ、日本がアメリカに対して報復戦争をできなくさせるには、魂を去勢し、戦ふ道具を持たせなくすることです。ホツダム宣言のとほり占領憲法を制定させて軍隊を持ってない国にすることでした。

ポツダム宣言第11項では、「日本国は、其の経済を支持し、且公正なる實物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し、日本国をして戦争の為再軍備を為すことを得しむるが如き産業は、此の限りに在らず。右目的の為、原料の入手（其の支配とは之を區別す）を許可さるべし。日本国は、将来世界貿易関係への参加を許さるべし。」として、武器製造の軍事工場はおろか、それを支へ、あるいは軍事転換しうる一切の工業化を否定し、農業国として閉じ込めやうとしたのです。

いざれにせよ、東京裁判の断行と占領憲法の制定といふ二大方針が車の両輪のごとくGHQの占領政策の柱となつてゐます。

しかし、それまで合法とされてきた行為を事後に法を制定して処罰することを禁じたことなどを内容とする、いはゆる罪刑法定主義の原則は、その当時から国際法として確立した原則であるにもかかはらず、人道に対する罪、平和に対する罪を新たに設けて処罰した東京裁判は、国際法的にも違法な裁判であつて無効なものであり、また、占領憲法も憲法として絶対的に無効なものです。

それゆゑ、東京裁判といふ違法な裁きの庭を祓ひ清め、占領憲法の無効を宣言して帝國憲法などの正統憲法を復原する「祓庭復憲（バッティフッケン、にはをはらひのりにかへる）」運動を国民運動として繰り広げ、東京裁判と占領憲法といふこの二つの醜雲を完全に否定しなければ日本の眞の独立はありません。

祓庭復憲が達成できてゐない我が国は、今も眞の独立国とは言ひがたいのです。そして、今もなほ、GHQの占領政策であるプレスコードを遵守してゐるマス・メディアは、GHQなき後の占領政策の番人といふべき存在です。

マス・メディアはGHQの走狗となり、現在もその路線を突き進んでゐます。その象徴となつてゐるのが、NHKや各民放、大手の新聞社など殆どのメディアが加入して、占領下の昭和21年7月23日に設立された社団法人日本新聞協会（現在は、一般社団法人日本新聞協会）の存在です。

この協会は、昭和20年9月に発令された、いはゆる一連の日本プレスコードによるGHQの検閲実施下において、GHQの指導により誕生したGHQの傀儡団体です。

そして、この協会が定めた新聞倫理綱領の美辞麗句の建て前とは裏腹に、今日までの経緯は、これらの検閲と思想的偏向を許容する運用がなされてきた欺瞞と食言の歴史でありました。その原因は、建て前では民主主義的新聞社を標榜しながらも、実質はGHQの反民主的な検閲を無批判に受容し、これについての自己批判すら行はずに、そのまま現在まで報道姿勢を踏襲してゐるといふ、致命的な根本矛盾に起因するものです。

現在では、一部マス・メディアのみの排他的特権を享有する「記者クラブ」といふ名のギルド社会の利権を維持せんがための反民主的な存在にすぎません。表向きは「民主主義的新聞社」の団体としてゐながら、その実質は、GHQの検閲とプレスコードを受容して命を長らへた集団です。

これが、見せかけの「新聞倫理綱領」なるものを定めて、恰かも「民主主義」の旗手のやうに振る舞つてゐるが、GHQなき後も、忠実に東京裁判史觀を堅持して偏向報道を垂れ流しするメディアの団体として存在してゐるのです。現在、徐々にこの呪縛から離れようとする一部メディアの傾向がありますが、既存のメディアの中に、GHQの占領政策推

進に加担しなかつたメディアは唯の一つもありませんでした。メディアの良心と魂は全滅したのです。

そして、現在でも、魂をG H Qに売り渡して命長らへた歴史的事実を直視して自己批判するメディアは一つもありません。それゆゑ、自己否定につながる占領憲法の無効論の紹介や討論はおろか、占領憲法の効力論争すらに取り組めないでゐるのです。